

## 児童虐待に関する児童相談所と警察の相互連携に係る協定書

岩手県保健福祉部（以下「甲」という。）と岩手県警察本部生活安全部（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、児童虐待に係る児童の安全確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 県内の児童虐待事案に迅速かつ適切に対応し児童の安全を確保することを目的として、児童相談所と警察が「児童虐待」に関して情報を共有し、相互に連携するため、連絡会議の設置等必要な事項を定める。

### （連絡会議）

第2条 児童虐待事案の相互連携のため、連絡会議を設置する。

2 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 児童虐待の防止に係る連携の在り方に関すること。
- (2) 児童虐待の防止に係る情報の共有に関すること。
- (3) その他児童虐待の防止等のために必要な事項に関すること。

### （情報共有）

第3条 甲及び乙は、児童虐待事案に関して、児童の安全を確保するため、各々が保有する情報を双方が必要と認める範囲で、遅延なく相手方に提供し共有することにより、的確に対応する。

2 甲が乙に提供する情報は、次のとおりとする。

- (1) 虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案
- (2) 通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案
- (3) 児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するもの
- (4) その他児童の安全確保のために児童相談所が必要と判断した事案

3 乙が甲に提供する情報は、次のとおりとする。

- (1) 児童虐待容疑として警察が受理し、臨場した結果、児童通告相当の虐待の疑いが認められなかった事案
- (2) 児童虐待を受けている可能性のある児童又はその保護者の所在不明事案
- (3) その他児童の安全確保のために必要と判断した事案

4 情報の提供は、原則として書面によることとし、口頭による場合は、共有した情報の内容を記録する。

(転居に際しての連絡)

第4条 児童虐待事案の対象家庭が転居したことを認知したときは、相互に連絡をする。

(受理会議等への出席)

第5条 児童虐待の個々の事案に対応するため、乙の職員は必要に応じて甲が開催する受理会議等に出席することができる。

(情報の提供及び共有に当たっての留意事項)

第6条 甲及び乙は、前3条の規定により提供を受けた情報については、本協定の目的以外に使用してはならない。

2 甲及び乙は、前3条の規定により提供を受けた情報の適切な管理及び保秘の徹底に努めなければならない。

(合同研修)

第7条 実際の事案対応において円滑な連携が図られるよう、甲及び乙は、合同研修等を実施する。

(その他)

第8条 この協定に定めるもののほか、児童虐待に係る児童相談所と警察の相互連携に関し必要な事項については、別に定める。

以上を確認し、本書面2通を作成し、それぞれ署名捺印の上、各自その1通を保管する。

平成30年9月18日

甲 岩手県保健福祉部長

印

乙 岩手県警察本部生活安全部長

印